

富士市建設関連業務委託における最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設関連業務委託の競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び第167条の13並びに富士市契約規則（昭和44年富士市規則第25号）第16条の2及び第19条の規定に基づき、契約の内容に適合した履行を確保するための最低制限価格の取り扱いについて必要な事項を定める。

(対象とする業務)

第2条 この要領の対象となる業務は、富士市建設関連業務委託発注事務取扱要領（平成20年4月1日施行）第2条で定める業務で、かつ、第4条に定めるそれぞれの業務区分に掲げる費目により積算したもののうち、予定価格が50万円以上の建設関連業務とする。

(最低制限価格を下回る価格の入札)

第3条 入札執行者（富士市専決代決規程（昭和45年富士市訓令乙第5号。以下「専決代決規程」という。）別表第2に規定する決裁権者をいう。以下同じ。）は、予定価格の範囲内において、最低の価格で入札を行った者の入札額が最低制限価格（契約の内容に適合した履行を確保するため、第4条の規定により設定した落札価格の最低限度額をいう。以下同じ。）未満の価格での入札となった場合にはその者の入札を無効とし、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書、仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5、建設工事の積算基準を準用して設計する業務にあっては10分の9.2）、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2、建設工事の積算基準を準用して設計する業務にあっては10分の7.5）とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

- (4) (3)以外の土木関係の建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (5) 地質調査業務
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
 - (7) 建設工事の積算基準を準用して設計する業務
 - ア 直接作業費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 第1項各号に規定する業務を一括して発注する場合は、同項各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額を合計した額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 3 第1項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、10分の6から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 4 前3号の額を適用する場合において、消費税及び地方消費税相当額を加算する前の額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。
- 5 当該業務の特殊性が著しく顕著でこれらの規定により難しい場合においては、最低制限価格を設定しないことができるものとする。
- 6 最低制限価格は、入札執行者が決定するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和6年5月1日から施行する。